

主 な 修 正 事 項

資料 2

頁		修 正 後				
P 4 2	追加	成果目標の設定 「地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置」				
P 4 5	追加	(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 「障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果共有」				
P 6 4	追加	活動指標のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数見込量の設定				
P 6 5 ・ P 6 8	修正・追加	相談支援体制の充実・強化のための取組 (7)相談支援体制の充実・強化のための取組 障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する「基幹相談支援センター」の設置について引き続き検討を行い、令和8年度末までの設置を目指します。 <table><tr><th></th><th>内 容</th></tr><tr><td>基幹相談支援センター</td><td>地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、また、総合相談及び専門相談のワンストップ化や、市町村及び地域の事業者等との機動的な連携調整の担い手など、障がい者等が安心して生活できる地域づくりの要としての機能を有する機関です。 基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取り組み、④地域移行・地域定着の取組が挙げられます。</td></tr></table>		内 容	基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、また、総合相談及び専門相談のワンストップ化や、市町村及び地域の事業者等との機動的な連携調整の担い手など、障がい者等が安心して生活できる地域づくりの要としての機能を有する機関です。 基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取り組み、④地域移行・地域定着の取組が挙げられます。
	内 容					
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、また、総合相談及び専門相談のワンストップ化や、市町村及び地域の事業者等との機動的な連携調整の担い手など、障がい者等が安心して生活できる地域づくりの要としての機能を有する機関です。 基本的な役割としては、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取り組み、④地域移行・地域定着の取組が挙げられます。					